

令和5年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
第2回第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会

○日 時

令和5年12月7日(木)午前10時40分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(22名)

委員長	高原良視	副委員長	辻本美恵子
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	上村和男	委員	赤司泰一
委員	西村和子	委員	原口政信
委員	白石卓也	委員	宮崎吉弘
委員	山本加奈子	委員	八尋一男
委員	城健二	委員	古賀新悟
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏	委員	檜木孝一
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(0名)

○一般傍聴者(0名)

○出席説明員(5名)

市長	平井一三	企画政策課長	中尾泰明
企画政策部長	宗貞繁昭	企画政策担当主任	井上紗矢香
企画政策担当係長	齊田誠		

○出席事務局職員(3名)

局長	荒金達	課長	大久保泰輔
主任	本田潤平		

開会 午前10時40分

○委員長（高原良視君） ただいまより、第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会を開会いたします。

まず初めに、本特別委員会に市長がお見えでございますので、一言御挨拶をいただきます。

市長。

○市長（平井一三君） 皆さん、お疲れさまでございます。第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会の開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

高原委員長、辻本副委員長はじめ委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な議論を賜り、改めて深く感謝を申し上げます。12月5日に設置されました本特別委員会では、第七次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画の審査をお願いしております。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（高原良視君） ありがとうございます。市長はここで公務のため退席をされます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○委員長（高原良視君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、議題の1、委員席の指定についてでございます。

会議に先立ち、各委員の席を決定する必要があります。もしよろしければ、現在、御着席の席を各委員の席として指定したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 御異議なしのことですので、委員席については、現在、御着席のとおり指定をいたします。

次に、特別委員会の進め方についてでございますが、まず、皆さんのお手元に別紙1があるとします。横紙の分ですね。これについて事務局のほうから説明をいたします。

○議会事務局（本田潤平君） 別紙1を御覧ください。

特別委員会の審査日程案についてですが、先般、特別委員会が設置され、本日12月7日、まず、執行部から議案等の説明をいただきます。第七次総合計画の策定経過、パブリック・コメント、審議会答申、また、議案部分である基本構想、基本計画について、また、協議会で行った質疑回答書についての説明を行っていただきます。また、質疑を議会で行いまして、協議会でまとめたものも含めて質疑を行っていただきたいと考えております。それらを含めて12月13日も引き続き行いたいと考えております。

また、12月15日は、委員間討議、討論、採決と予定しております。また、本会議最終日には委員長報告を行う予定です。

審査日程の説明については以上です。

○委員長（高原良視君） この審査日程について、本日が12時まで、13日が10時から12時までの2時間、15日が一般質問終了後の1時間程度、本12月議会の特別委員会についてはこういう時間設定で割当てを受けておるところでございます。

この審査日程について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 御異議なしとのことですので、別紙1のとおり、審査日程を決定いたします。本日を含めて先ほど述べました3日間を予定しておりますが、審査の状況によってはそれが変わる場合もありますので、御了承いただきたいと思います。

この総合計画につきましては、協議会を9回重ねてきました。総合計画については、地方自治法の中では基本構想のみ議会の議決で、私も筑紫野市の議会基本条例の中で、もう10年ちょっとになりますかね、議会基本条例の17条の中に、総合計画の基本構想と今度の4年に1回しております基本計画、このことも議決事項に入るように、今の4期生以上の方がちょうどおられるときにそのように特別委員会の中で決めて、こういう基本条例を制定してきた経過がございます。

そして、特別委員会へ上程を受ける前に、我々、先ほど言いました9回の協議会を開いて協議をしてきたということは、やはり筑紫野市のいろんな行政、先ほど説明がありました財政計画も、福祉をはじめとしたいろんな分を含めた計画も、全てこの総合計画に基づくことになっておりますので、協議会を開いてきていろいろ勉強してきました。みんなで確認し合ったのは、その中でこれを認めて、次の4月以降については別紙2に載っておりますが、これをみんなで4年間検証しながら進めていくと。それぞれで検証しながら進め

ていく。そのことが、次の、多分、ちょうど12年ぐらいになるから次の4年後については基本構想になるだろうと想像しますが、そのときの筑紫野市の長い基本構想、その中に議会のみんなの意思が反映されるという思いでこの協議会を制定したところでございます。すいません、長い話をしまして。

続きまして、議題3、審査に移ります。

初めに、企画政策部長より一言御挨拶をお願いします。それと出席職員の紹介も併せてお願いをいたします。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまでございます。企画政策部の宗貞でございます。改めて第七次筑紫野市総合計画の審議、どうぞよろしく願いいたします。

第七次総合計画の審議に当たりましては、先ほど委員長のほうから話がありましたとおり、本年6月から11月の間に計9回の検討協議会で協議、御議論をいただき、様々な御意見いただきながら素案の作成に取り組んでまいりました。その検討の過程が今議会でのスムーズな議案の提案につながっているのではないかとこのように感謝をしているところでございます。どうもありがとうございました。

また、協議会による検討の中で、令和5年8月30日には正副議長から第七次総合計画に関して七つの政策と六つの重点施策というものを提言いただいているところでございます。まず、その提言への対応について、若干私のほうから触れさせていただきたいと思っております。

まず、七つの政策についてでございますが、これにつきましては、議会からの提言と今回の議案としての提案は同様のものとなっているところでございます。また、六つの重点施策のうち地域包括ケアシステムの構築、あるいは公共交通につきましては、第七次総合計画においても重点施策と位置づけておりますし、その他の子ども館の設置、健全財政、ふるさと納税、あるいはカーボンニュートラル、こういう施策につきましても、直接的に表現できるものは直接的な表現を使いながら、直接的な表現ができないものについては間接的な表現で、検討次第で実施の可能性があることを含ませております。そういう意味で、議会からの提言につきましても網羅された計画になっているものと考えているところでございます。

総合計画策定過程へのお礼、そして、議会からの提言への考え方、このことを述べさせていただきます。挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしく願います。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齋田です。よろしく願います。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当の井上でございます。

○企画政策担当主任（井上紗矢香君） 井上です。よろしく願います。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしく願います。

○委員長（高原良視君） それでは、審査に入ります。

まず、第七次筑紫野市総合計画の策定経過について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、審査内容の1点目、第七次筑紫野市総合計画の策定経過について御説明を申し上げます。

説明につきましては、別冊としてお配りしております第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会資料というものをを用いて説明をさせていただきたいと思っております。こちらの資料でございます。

まず、こちらの資料の3ページ目をお開きいただけますでしょうか。

3ページ目は、第七次筑紫野市総合計画の策定経過を表としてまとめさせていただいたものでございます。第七次総合計画につきましては、令和4年、昨年10月から策定作業に着手しているところでございます。

初めに市民アンケートでございますが、成果指標の進捗管理、現状分析等に使用いたします市民アンケート、筑紫野まちづくりアンケートというものを実施したところでございます。

次に、翌令和5年の1月でございます。総合計画策定のための策定説明会を開催させていただきます。こちらにつきましては、係長級以上の市職員を対象として、総合計画の策定に向けた考え方や作業内容等を確認、共有する説明会を開催してございます。

次に、3月でございますが、施策設定会議を開催しております。先ほどと同じく係長以上の市職員を対象といたしまして、総合計画の施策体系の確認、見直しを行うためのグループヒアリングを実施してございます。

次に、同じく3月でございますが、市議会の総務市民常任委員会へ総合計画の策定スケジュール、そして後ほど出てまいりますまちづくりワークショップの実施について報告をさせていただきます。

次に、5月から6月にかけてでございますが、総合計画の策定に係る新たな取組でございます、まちづくりワークショップを開催しました。まちづくりに関する意見を伺うワークショップを地域コミュニティと学生を対象に全9回開催をさせていただきます。

内訳といたしましては、七つの地域コミュニティ、中学生、さらに高校生、大学生と合計で179人の皆さんに御参加をいただき、多様な意見を承りました。

次に、同じく6月でございます。議会において総合計画検討協議会を立ち上げていただきました。6月の協議会におきましては、総合計画の概要及び第六次総合計画の進捗状況など、まちづくりワークショップで市民の皆さんに説明をさせていただいた内容等について報告させていただきます。

次に、6月から7月にかけて、市民アンケートを実施しております。こちらについては成果指標の現状値の把握、そして新たな計画に用いる目標値の設定等に使用する市民アンケートを実施してございます。1,451人の市民の皆様にご回答をいただきました。

同じく6月から7月にかけてでございますが、先ほどのワークショップと同様、新たな取組といたしまして、まちづくりウェブアンケートを実施しております。まちづくりに関する意見を伺うため、市民、市立中学校、青年会議所の皆さん等を対象にウェブアンケートを実施してございます。こちらについては合計2,549人の皆さんにご回答いただきました。

次に、8月でございますが、総合計画検討協議会で検討いただいた内容を提言書という形でいただきました。

次に、9月でございます。総合計画審議会への諮問でございます。こちらにつきましては、9月11日から11月9日まで計4回にわたり、市民やコミュニティ、そして議会からいただいた提言などを踏まえて取りまとめた第七次筑紫野市総合計画案について御審議をいただきました。このうち11月9日の審議会では、議会からいただきました御意見を踏まえて、計画案の見直し等について御議論をいただいたところでございます。

次に10月でございますが、パブリック・コメントを実施しております。10月1日から31日までの期間で総合計画案への意見募集を実施し、意見の提出者は7人、合計で20件の御意見をいただいております。パブリック・コメントの内容につきましては、後ほど説明を

させていただきたいと考えております。

次に、11月でございますが、総合計画検討協議会をまた開催いただきました。この際には、まちづくりワークショップの開催結果及び今後の策定スケジュール等について御説明申し上げたところです。

そして同じく11月でございますが、総合計画審議会から答申をいただきました。答申の内容につきましても後ほどお時間をいただき、御説明させていただきたいと考えております。

このような経過を経て総合計画案を取りまとめ、今議会に第七次筑紫野市総合計画の基本構想、基本計画を提案し、御審査をいただいております。

経過につきましては、以上でございます。

○委員長（高原良視君） 今、経過について説明がありましたが、何か質疑とか御意見とかありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 質疑を打ち切ります。

では、次に進みます。2番目の第七次筑紫野市総合計画のパブリック・コメントの結果について。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、審査内容の2点目でございます。第七次筑紫野市総合計画のパブリック・コメントの結果についてでございます。

資料につきましては、同じ資料の7ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらに、第七次筑紫野市総合計画案に対する意見募集、パブリック・コメントの実施結果をまとめさせていただいております。

まず、（1）の実施結果でございます。初めに、意見募集期間につきましては、令和5年10月1日日曜日から10月31日火曜日までの1か月間としてございます。

次に、意見の提出者数は7人、意見の項目数は合計で20項目の御意見をいただきました。

次に、パブリック・コメントを案内いたしました市ホームページの閲覧数を参考までに記載をさせていただいておりますが、753回のアクセスが認められました。このほかにも市広報紙やポスターの掲示、SNS等によりパブリック・コメントの周知を図りました。

次に、（2）提出された意見とその意見に対する考え方でございます。こちらにつきま

しては文字量が少し多くなっておりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、ナンバー1でございますが、意見の要旨、内容といたしましては、二日市地区には公園に遊具が少ない、そして野良猫が非常に問題になっているという御意見をいただきました。

この意見に対する考え方でございますが、公園につきましては、施策の22、市街地の形成の基本事業3、公園の利用促進に基づき、公園の適正管理と憩いの場としての利用促進を目指して今後具体的な事務事業を検討すること、そして、野良猫につきましては施策の8、快適な生活環境の促進の基本事業2、ペット飼育の適正化に基づき、ペットに係るモラルとマナーの向上等を目指して具体的な事務事業を検討するという考え方を示させていただきます。

次に、下側、ナンバー2でございます。ナンバー2につきましては、筑紫野市には下記のようなビジョンを持って、活動の場となる借地探しに奔走している事業者が存在することを知っていただきたいというものでございます。下記のビジョンといたしますが、下側に記載をさせていただいておりますが、持続可能な共生型互助ケアシステムの実現、市民目線のまちづくり、小規模多機能型居宅介護事業所の開設という形で、複合的、包括的な福祉事業を行いたい、なかなか要件に見合う土地がないため、市街化を進めていただきたい、このような意見でございます。

この意見に対する考え方でございますが、市街化につきましては施策の22、市街地の形成の基本事業1、市街地の整備に基づき、土地の有効活用、高度利用等を目指して具体的な事務事業を検討すること、そして持続可能な共生型互助ケアシステムの実現という御意見につきましては、施策の14、高齢者福祉の充実、施策の15、障がい者福祉の充実、施策の17、地域共生社会の推進に係る貴重な御意見として賜りたいという考え方を示させていただきました。

次に、ページをめくっていただきまして8ページ目でございます。

ナンバー3、目標値はどのようにして出されたのかという御意見でございます。この御意見に対する考え方でございますが、目標値については、各成果指標の状況や特性に応じて、法令等で定められた基準、国県等の計画で掲げられている目標値、近隣自治体や類似自治体の水準、過去のデータの傾向を踏まえた今後の見込み等を設定したという考え方を示させていただきます。

次に、ナンバー4でございます。成果指標の方向性が「目指します」という記述ばかりであり、どのようにして目指すのかがあまり見えないという御意見でございます。こちらについては、第七次総合計画では市のまちづくりの目標、そして目指す姿を定めることとしておりますので、これを実現するための手段となる事務事業については、毎年度取組の内容検討し、予算編成に反映した上で実施をすることになるという考え方を示させていただきました。

次に、ナンバー5でございます。地域行政と地域コミュニティの役割の変化について、地域コミュニティをどうするのか、方向性が見えないという御意見でございます。

こちらについては、総合計画の資料となります序論部分に対する御意見としていただきました。序論でございますので、本市特有の課題などではなく、一般的な社会情勢を述べた時代潮流を取りまとめた部分についての御意見でございましたので、本市の今後の方向性につきましては、施策24、地域コミュニティによるまちづくりの中で掲げているという考え方を示させていただいています。

次に、6点目でございます。施策24、地域コミュニティによるまちづくりについて、コミュニティ協議会と市の役割分担、区長と自治会長の今後の方向性が見えない、区長制等の今後の在り方、例えば区長制度をなくし、自治会長に一本化したらどうか等の御意見をいただきました。

この意見に対する考え方でございますが、コミュニティ運営協議会と市の役割分担や、区長と自治会長の今後の方向性、区長制度の在り方等については、いずれも重要な課題であると認識していること、そのため、施策24、地域コミュニティによるまちづくりを推進する中で、コミュニティ運営協議会をはじめとした地域の皆様とともに検討してまいりたいという考え方を示しています。

なお、コミュニティにつきましては総合計画審議会の中でも多くの御意見をいただいておりますので、早速、求められる在り方、目指すべき姿について、コミュニティ連絡会、コミュニティの会長さん方と議論を始めているところでございます。

続きまして、ナンバー7でございます。ページは9ページになってまいります。

意見の要旨及び内容でございますが、太陽光パネルは国産のものを使用してほしいという御意見、そして使用期限が終了した場合の廃棄の方法、そして有害物質の流出等への対応がどうなっているのか知りたいという御意見でございます。

国産の太陽光パネルの使用に関しましては、個別具体的な事務事業に該当しますので、

政策推進のための貴重な御意見として賜りたいという考え方、そして太陽光パネルの廃棄、有害物質について知りたいとの御意見については、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインの中で内容がまとめられておりましたので、その内容を御紹介してございます。

続きまして、8点目でございます。他の自治体では公園の女子トイレなどがなくなっているところがあるという御意見でございます。男女を区別しないジェンダーレストイレを導入する自治体が多くなってきているが、女性や子どもの性被害を勘案するといかがなものだろうかという御意見でございます。

こちらにつきましては、トイレの問題をはじめ様々な場面や分野において、性に関わりなく全ての人の人権が守られ、安心して生活ができるよう、施策19、人権尊重のまちづくりを推進してまいりたいという考え方を示させていただきました。

次に、9番目でございます。ボランティア団体への支援金が使途不明になったという事例を踏まえて、自治体に関わるNPOやボランティア団体の活動報告が市民にも見えるようにしていただきたいという御意見でございます。

この御意見に対する考え方でございますが、NPO法人の事業報告書については、内閣府が設置をしておりますNPOホームページから閲覧できること、そして、ボランティア団体につきましては、NPOと異なり情報開示に関する法令等の義務づけがないことから、全ての団体において一様に開示することは困難であるという考え方を示させていただきました。

次に、ページをめくっていただきまして、10ページ目でございます。10ページ目のナンバー10でございますが、意見の要旨、内容が少し長くなっておりますが、内容といたしましては小郡市と協力し、津古駅周辺の道路整備を行ってほしいという御意見でございます。

この御意見に対する考え方といたしましては、小郡市に立地する駅であるため、本市が駅施設や道路の整備に関与することは極めて困難であると考えられること。ただし、現在、小郡市におきまして、立地適正化計画により津古駅周辺地域を都市機能誘導区域として設定し、生活拠点として必要となる各種施設、機能の充実と誘導を図ることが検討されておりますので、その動向を注視してまいりたいという考え方を示させていただいております。

続きまして、11点目でございます。こちらの要旨といたしましては、市民プールを建設

してもらいたいという御意見でございます。この意見に対する考え方といたしましては、市民プールをはじめスポーツ施設の整備については、多くの御意見を市民の皆様からいただいておりますが、多額の事業費を要することとなりますので、市の財政状況や市全体の施策の状況、幅広い市民の意見を踏まえ慎重に検討する必要があることを前提に、まずはスポーツ推進計画の策定に合わせて既存のスポーツ施設の実態調査、市民意識調査を実施することとしているという考え方を示させていただきました。

次に、11ページでございます。

ナンバー12でございます。こちらにつきましては、文末にまとめさせていただいておりますけれども、圃場整備を進めてほしいという御意見でございます。この意見に対する考え方でございますが、施策12、農林業の振興の基本事業に基づき、具体的な事務事業を検討させていただきたいという考え方を示させていただきました。

次にナンバー13でございます。ナンバー13につきましては、中ほどに記載をされておりますが、計画が市民本位の計画か随時チェックしながら遂行することが大事なのではないかということ、そして、計画遂行過程を随時、市民がチェックできるようにすべきではないかという御意見でございます。

こちらの市民本位の計画であるかどうかについては、計画の策定段階でワークショップやアンケート、パブリック・コメント、総合計画審議会での審議を通して市民の意見を取り入れるとともに、計画の実施段階においても毎年度アンケート調査を実施し、各施策の満足度や重要度、成果指標値等を取得することにより、市民の意見を踏まえながら計画に基づく取組を推進することとしているため、御意見のような懸念はないのではないかとこの考え方、そして計画遂行過程におけるチェックや意見については貴重な御意見として賜り、計画を推進する中で必要に応じて検討したいという考え方を示したものでございます。

次に、12ページ目でございます。

ナンバー14でございますが、新型コロナウイルス感染症は貧富の格差が拡大していることを明らかにしたことを述べるべきではないかという御意見でございます。

この意見に対する考え方といたしましては、時代潮流の8、新型コロナウイルス感染症による社会の変化の項目で、感染症の流行が従前の社会経済、生活価値観に大きな影響を与えたこと、そして物価高騰による市民生活、社会経済への影響という項目で、原材料価格の高騰やそれに起因した商品、サービス価格の高騰の影響が市民生活や社会経済に拡大

している旨を掲げていることを御案内させていただきました。

次に15番目でございます。教職員が児童生徒と向き合う時間が十分に確保されるよう、国基準を上回る教職員の市単費による増員が必要ではないかという御意見でございます。

この御意見に対する考え方といたしましては、本市では市費により講師や学習支援員、教員業務支援員を配置するなど、きめ細やかな教育環境の整備と教員の負担軽減に努めてはいるが、全国的な課題である教員不足の改善を図るため、第七次総合計画期間中においても、施策2、学校教育の充実の基本事業の2、教職員の資質の向上と働き方改革等に基づき取組をさらに推進してまいりたいという考え方を示させていただきます。

次にナンバー16でございます。読書活動の推進のため、小中学校に常勤の図書司書を配置できないか、コミュニティセンターに市民図書館の分室を設置することができないか。さらにはコミュニティセンターに社会教育主事を配置できないか。また、博物館の展示物をインターネット上でいつでも鑑賞できるようにすべきではないか、美術館を設置すべきではないかという御意見でございます。

こちらについては、市内の全ての小中学校に常勤の司書を配置していること、そして博物館の展示物のインターネット上の鑑賞については、施策の6、歴史の継承と文化の振興の施策を取り巻く環境変化と課題の欄に、法の改正により博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開が位置づけられたことを掲げ、今後検討すること等をお示したものでございます。

また、各コミュニティセンターへの図書館の分室の設置、そして社会教育主事の配置等につきましては、生涯学習社会の推進や歴史の継承と文化の振興の推進に係る貴重な御意見として賜りたいという考え方を示させていただきました。

次に、17番目でございますが、農林業の振興に関して、有害鳥獣対策の充実にはジビエとして活用できる施設の設置が必要ではないか、また、中山間地域対策の項目が必要ではないかという御意見でございます。

有害鳥獣対策については、施策12、農林業の振興の中に基本事業の3、有害鳥獣対策の充実という基本事業を設けて位置づけを行っていること、また、中山間地域対策につきましても、同施策の基本事業の1、農業の持続的経営への支援と担い手づくり、そして基本事業の2、農業生産基盤の整備・保全に基づき具体的な事務事業を必要に応じて検討すること、こういった考え方を示させていただきました。

次に14ページでございます。

ナンバー18でございますが、観光の振興においては、福岡市や太宰府市など周辺自治体との連携協力の項目が必要ではないかという御意見でございます。

この御意見に対する考え方でございますが、御意見を踏まえて施策の13、観光の振興の施策を取り巻く環境変化と課題の欄に、近隣自治体との連携についての記述を追記させていただきます。

次に19番目でございます。こちらについては、市営住宅を新築すべきではないかという御意見でございます。この意見に対する考え方でございますが、現在、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法では、増加する民間の空き家、空き室を活用した住宅セーフティネット制度により、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人を支援することとされていることを踏まえて、新たな市営住宅の建設については、これらの法令や国、県の動向を注視しながら必要性を含めて慎重に検討する必要があるのではないかという考え方を示させていただきました。

最後に20番目でございます。計画推進に当たり、公募市民によるチェック、提案ができる委員会を設置すべきではないかという御意見でございます。

これにつきましては、本市では既に外部有識者や公募による市民委員による事務事業外部評価委員会を設置し、総合計画の施策、基本事業に基づき実施する事務事業の進捗や成果、施策、基本事業への貢献度等を評価しておりますので、このような枠組みを活用しながら効果的な計画推進に努めてまいりたいという考え方を示させていただきました。

このような形で市民の皆様からいただきました20件の御意見に対する考え方を示させていただきます、内容については総合計画審議会でも御確認をいただいているところでございます。

すいません、お時間いただきましたが、パブリック・コメントに関する説明は以上でございます。

○委員長（高原良視君） 今、パブリック・コメントについて説明がありました。回答も含めて、皆さんのほうからこのパブリック・コメントについて質疑などがありましたら出していただきたい。よろしいですか。どうぞ。

○委員（辻本美恵子君） 今、パブリック・コメントに対する説明というか、考え方について説明があったんですけども、先ほどの策定経過の3ページのところで、今回、これまでの総合計画の策定の手順とは違う新たな取組というか、コミュニティでの意見交換と

学生を対象にワークショップをされたこととか、市立中学校とか青年会議所を中心に若い方のウェブアンケートを実施されて、かなり回答者数を得ているということは新しい取組だと思っんですね。これについてどのような意見があったのかということ、参考までに……。若い人たちの意見なり、地域の御意見にどのようなものがあったのか、パブリック・コメントと同じように出てきた意見に対する考え方を示していただければありがたいんですけど。

○委員長（高原良視君） 課長、主立ったものを分かりやすくよろしく申し上げます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、御質問いただきましたワークショップ、そしてウェブアンケート等でどういった御意見が主に寄せられたのかという点でございますが、まず、ワークショップ等では各コミュニティから満遍なくいただいた御意見といたしまして、子育て支援、そして教育、高齢者福祉、さらには公共交通の充実、このような取組が今後の社会情勢を踏まえると非常に重要ではないか、市として積極的に推進すべきではないかという御意見をいただいたところでございます。これらにつきましては非常に多くの御意見をいただいておりますので、今回、総合計画を策定するに当たりまして、施策の内容、そして重点施策の設定等の参考にさせていただきました。

また、観光に関しましても非常に多くの御意見をいただきました。観光については、市民の皆さんから、非常に大事なのではないかと、ポテンシャルを秘めているのではないかと御意見をいただきましたが、では、具体的にどういったことをやるべきなのかというアイデアにつながるものはあまり見受けられませんでしたので、こちらについては、今後しっかり執行部で検討する必要があるのではないかと考えております。

また、若い世代の皆さんからの御意見といたしましては、特に多くの中学生の皆さんから、市のランドマーク、市を売り出すためのアピールポイント、こういったものを今後つくっていく必要があるのではないかと御意見をいただいております。

こういう御意見なども踏まえまして、第七次総合計画におきましては、シティプロモーションなどにも力を入れていかなければならないのではないかと御意見をいただいております。

また、全体的な傾向といたしまして、市民の皆さん、そして青年会議所等の団体の皆さんから、市の施策であったり、目指す姿がうまく市民に伝わっていない、見えづらいのではないかと御意見をいただいておりますので、その点については、今後、様々な施策を推進する中でしっかりと取り組んでいかなければならないと受け止めているところでござ

ざいます。

主なものについては、以上でございます。

○委員（辻本美恵子君） 今のようなお話を審議会のほうでも口頭でされたんですかね。審議会にも当然、地域コミュニティでの御意見とか、若い方からせつかくこれだけの数が……。私は、ウェブアンケートで2,549も返ってきたということがすごく驚きだし、中学生から御意見があつて、広報にもちょっと載っていたと思うんですが、こういった内容も含めてその審議会にお話しされて、審議会の中でこれについてどういうふうにしたらいのかという考え方の意見交換があつたほうがよかつたと思うんですが、せつかくのこれだけの数の御意見について何もなかつたんでしょうか。今聞いた範囲ではちょっと分かりかねるんですけども。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 審議会の中でいろいろ御議論いただく際には、例えばワークショップ等で寄せられた意見、そしてアンケートの結果等をだまかにそれぞれどういふ御意見が寄せられたのかという内容をしっかりまとめさせていただいた上で、それを御確認いただきながら御議論をいただきました。

○委員長（高原良視君） 配付されたということですかね。

○企画政策課長（中尾泰明君） 資料として配付させていただいております。

○委員長（高原良視君） では、それと同じものをこの議会にも資料として提出していただけますか。影響ないですかね。じゃあ、事務局、そのところはよろしく願いしておきます。よろしいですか、次に進んで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 続きまして、3番目の第七次筑紫野市総合計画審議会答申等についてでございます。

課長、よろしく申し上げます。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、審査内容3点目でございます。第七次筑紫野市総合計画審議会答申等についてでございます。資料につきましては、今、御覧いただいております資料の17ページ目からでございます。

こちらが第七次筑紫野市総合計画の答申でございます。筑紫野市総合計画審議会の会長から令和5年11月13日付で答申いただいた内容となっております。

内容でございますが、中ほどにございます「記」以下に記載のとおりでございます。要

点を読み上げさせていただきたいと思いますが、今後の筑紫野市のまちづくりの姿を明らかにし、総合的かつ計画的に市政を運営するための計画として諮問された第七次筑紫野市総合計画案は、施策及び基本事業ごとに成果指標を設け、目標値を設定する行政評価の考え方を取り入れていることに加え、計画の着実な推進に向けて施策及び基本事業の体系を組織と連動させ人事評価に反映するなど、今後の筑紫野市のまちづくりの指針として妥当であるという答申をいただいたところでございます。

なお、審議会から総合計画を推進するに当たって有効であると思われる主要な意見を附帯意見としていただいておりますので、こちらについても説明をさせていただきたいと思っております。

附帯意見の内容でございますが、次の18ページ目に資料を掲載させていただいております。総合計画審議会からは、総合計画の着実な推進を図るため、4項目の附帯意見をいただいたところでございます。

まず、1点目、適切な進行管理と評価についてでございます。前段でございますが、総合計画の目標達成のため、上位の施策・基本事業への貢献を意識しそれぞれの事務事業に取り組むとともに、必要に応じて第三者の意見を聞きつつ、成果指標の動向を適切に評価・分析すること、そして後段でございますが、施策・基本事業の目標を組織配分する人材育成システムを構築していることから、各組織が責任を担い、市民のための行政運営をさらに一歩進められるとともに、公平・公正な評価に努めながら、個人目標と連動した進捗管理がなされることを要請されております。

計画に基づき具体的な取組、事務事業を実施する際には、それぞれの事業が計画の実現に寄与するものとなっているか評価分析をすること、そして市の組織、市職員が責任を持って計画の推進に取り組むよう総合計画の目標と人材育成システム、人事評価の目標との連動を図るよう要請がなされております。

次に、2点目は健全な財政状況の維持でございます。まず、前段でございますが、大きく変化を続ける社会情勢の下、持続可能なまちづくりを進めていくことができるよう、常に健全財政の視点を持って本計画に掲げる施策を推進するよう要請がなされております。

また、後段でございますが、市民や地域コミュニティの関心が高い遊休地の有効活用や公共施設の整備については多額の予算を要するものと見込まれることから、これら施策の推進に際しては著しい財政状況の悪化を招くことがないよう、費用対効果の観点から十分な検討を行うことという要請をいただいております。

内容といたしまして、旧庁舎やジャスコ跡地、さらにはJT九州工場なども当たるかと思いますが、これらの活用案の検討をするに当たっては、費用対効果の観点から十分に検討すべきではないかという御意見をいただきました。

次に、3点目でございます。国の動向や社会情勢の変化に応じた取組の推進についてでございます。こちらは今後も少子高齢化のさらなる進行が見込まれることから、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築と充実に努める必要があること。また、近い将来でございますが、到来する人口減少社会等を見据え、最先端の情報通信技術の積極的な活用を図り、様々な分野における市民の利便性向上と行政サービスの効率化を推進すること、このような要請がなされたものでございます。人口減少により生産年齢人口、働き手が少なくなることが見込まれておりますので、そのような時代にあっても市民の利便性を損なうことなく行政サービスを継続できるよう、情報通信技術の活用、いわゆる自治体DXを推進すべきではないかという御意見をいただきました。

最後に4点目でございます。市民や地域に寄り添うまちづくりの推進についてでございます。市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、市民の意識と市の実施する施策が乖離することがないように、市民の意見を聞き、ニーズに応じた施策を推進されるよう要請するというもの、「また、」以下でございますが、これまで進めてきた地域コミュニティによるまちづくりを途切れさせることなくさらに発展させていくため、持続可能な体制づくりに取り組むとともに、自助、共助、公助の適切な役割分担の下、防災、福祉、教育をはじめ、あらゆる分野で協働し、安全・安心なまちづくりをともに推進されるよう要請しますというものでございます。市民の声をしっかり聞いた上で、地域コミュニティとともに様々な分野のまちづくりを進めるよう要請があったものと捉えているところでございます。

最後に19ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらが筑紫野市総合計画審議会の委員名簿でございます。第七次筑紫野市総合計画につきましては、名簿に記載のとおり、18人の委員の皆様にご参画いただき御審議いただきました。

総合計画審議会の答申等についての説明は以上でございます。

○委員長（高原良視君） この分についてはよろしいですね。答申を受けたということで、執行部もなかなか答えにくい。

○委員（八尋一男君） 付帯意見の中の一つ目ですか、適正な進行管理と評価についてという、その文末ですけど、個人目標と連動した進捗管理、この個人目標というのは市民という形で置き換えていいんですか。

○委員長（高原良視君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ここで言う個人目標につきましては、市職員が人材育成システム上で設定をする目標でございます。市職員が人材育成システム、人事評価上で目標を設定する際には、その目標が総合計画の推進に寄与する目標となるよう、人事評価と総合計画の目標とをしっかりと連動させて取組を推進するようという御意見でございます。

○委員長（高原良視君） よろしいですか。

ほかに。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） では、次の4番目に進みます。第七次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画について、中尾課長、よろしくをお願いします。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、審査内容の4点目でございます。第七次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画について御説明を申し上げます。この4項目めの説明につきましては、議案書と併せて配付をさせていただいておりました第七次筑紫野市総合計画という、こちらの資料を御確認いただけますでしょうか。

それでは、まず、1ページ目をお開きいただけますでしょうか。

1ページからが基本構想となっております。基本構想につきましては、本市の発展の方向性を予測し、そのあるべき姿を想定するものとなっております。まず、結論から御説明を申し上げますと、申し訳ございません、ページをめくっていただきまして2ページ目の冒頭部分を御覧ください。

2ページ目の冒頭部分でございますが、筑紫野市が目指す将来都市像につきましては、人と自然、そしてまちの調和という本市のまちづくりの基本理念を踏まえてというふうに記載をさせていただいております。こちらにつきましては、とどのつまりは、まちづくりの大きな方向性は従来の考え方に従うことを掲げております。

その一方で、先ほども若干説明をさせていただいたところですが、総合計画の策定に当たり開催をいたしましたワークショップ等では、市の進めるまちづくりの姿が見えづらい、伝わりづらいという御意見を多くの市民からいただいたことを踏まえまして、第七次

総合計画の策定に当たり、市の目指すまちづくりの姿が市民の皆さんにより伝わるものとなるように、今回、第七次総合計画を策定するに当たっては文章表現に少し工夫を凝らしてございます。

内容について順に御説明を申し上げたいと思いますので、恐れ入りますが再度1ページ目を御覧いただけますでしょうか。

1ページ目、目的の部分でございますが、1段落目では緑豊かな自然、豊富な歴史と文化、地勢を生かした交通利便性など、本市の地理的な特性について記しております。

また、2段落目でございますが、市制施行以来、人口が大きく増加するなど、本市が大いに発展を遂げていることなどをまとめさせていただきました。

一方、3段落目でございますが、多くの都市で人口減少が進む中、本市の人口はいまだ増加基調にある一方で、本市においても少子高齢化は着実に進んでおり、やがては人口減少に転じると見込まれるなど、介護や医療等の社会保障制度の維持充実、安心して子育てができる環境整備等の直面する課題への対処が不可欠となっていること、さらには、自然に優しい環境の負荷の少ないまちづくりや、道路、橋梁など、高度経済成長期に相次いで整備された都市施設の老朽化対策など、取り組むべき課題が多岐にわたっていることなどの課題提起を行っています。

そして、4段落目につきましては、厳しい時代の中、まちの魅力の維持向上を図りつつ、多様化する市民のニーズや少子高齢化、公共施設の長寿命化等の課題にも柔軟に対応し、市民が住みよさを実感できるまちづくりを進めていくためには、市民と地域コミュニティ、事業者、行政が互いを尊重し、適切な役割分担の下、長期的な視点を持って地域の課題解消に向けた取組を進める必要がある旨を記載した上で、5段落目でございますが、このような思いを市民、事業者、さらには筑紫野市とゆかりを持つ多くの皆さんと共有し、将来を見据えた持続可能なまちづくりを共に進めていくため、筑紫野市が目指す将来都市像を掲げるということをうたっています。

そして、ページをめくっていただきまして、先ほど御説明を申し上げました2ページ目でございますが、将来都市像につきましては、人と自然、そしてまちの調和という本市のまちづくりの基本理念を踏まえた上で、下側に簡単にまとめさせていただいておりますが、1点目では人を育み支え合う心づくしのまちということで人に関するもの、そして2点目では、豊かな自然と共生する暮らしやすいまちということで自然に関するもの、3点目でございますが、笑顔があふれ、活気に満ちたにぎわいのあるまちというようにまちに

関するもの、人と自然とまちという、それぞれのテーマ、分野ごとに目指すまちの姿を掲げています。

基本構想の内容につきましては、以上でございます。

次に、3ページ目からは基本計画の内容となっております。

まず、政策の構成でございますが、将来都市像を実現するために、人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり、市民が織りなすスポーツと文化のまちづくり、自然をまもり未来を育むまちづくり、強みをいかした多様な産業で賑うまちづくり、支えあい、暮らしに寄り添う福祉のまちづくり、安全安心で快適な暮らしを支えるまちづくり、政策実現のための市民目線の行財政運営という七つの政策を定めることとしております。また、この七つの政策の実現に向けて28の施策、111の基本事業を設定し、まちづくりを進めることとしています。

次に、4ページ目をお開きいただけますでしょうか。

ここからは政策の大綱と施策、基本事業体系となっております。まず、4ページでございますが、政策の1、人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくりに関する政策の課題及び政策の大綱をまとめたものとなっております。

政策の課題といたしましては、未婚化・晩婚化により少子化が進む一方で、共働き家庭やひとり親家庭が増加し、保育・教育サービスの利用ニーズが高まっていること。また、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、悩み、孤立感を抱える親の増加に加え、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、ヤングケアラー、子どもの貧困など、様々な事情により社会生活での生きづらさを感じている子どもや若者の増加が懸念されることを課題として掲げているところです。そのほかにも、地域社会全体で子どもを見守り、育む環境づくりが求められていること、さらには、学校教育においては、教職員の働き方改革をはじめ、増加する不登校や特別支援学級在籍児童生徒への個別支援、GIGAスクール構想やコミュニティスクールの推進など、教育環境の充実と質の向上が求められている旨等を提起してございます。

このような課題を踏まえて、政策の大綱でございますが、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、待機児童の解消をはじめ、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組むこと、子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育みながら充実した学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備や教職員の資質の向上と働き方改革を推進するほか、特別支援教育の推進や不登校児童生徒への

支援に取り組むこと。さらには、子ども・若者が事件や事故に巻き込まれることなく、豊かな人間性や志を持ち健やかに成長できるよう、地域・学校・家庭と連携して、子ども・若者の居場所づくりや体験・学習機会の充実、指導者の育成に取り組むことを掲げています。

次に、5ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらが、政策1の施策・基本事業体系となっております。

まず、5ページ目でございますが、施策の1、子育て支援の推進に関する体系でございます。子育て支援の推進につきましては、施策の目指す姿として、子育てが楽しく、安心して子どもを産み育てることができていますという目指す姿を掲げております。これを実現するために、基本事業として、幼児教育・保育の充実、切れ目のない相談支援の充実、親子の健全育成の推進、発達が気になる子への相談支援の充実、地域における子育て支援の推進、保護者負担の軽減、子どもの権利保障の推進という七つの基本事業を設定するとともに、基本事業についてもそれぞれに基本事業の目指す姿を設定します。

次に、6ページ目、施策の2、学校教育の充実についてでございます。施策の目指す姿でございますが、子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら充実した学校生活を送っていますという目指す姿を掲げた上で、これを実現するために教育環境の整備、教職員の資質の向上と働き方改革、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、きめ細やかな教育支援の推進、地域と学校の協働促進という七つの基本事業を設定します。

次に、7ページでございますが、施策の3、子ども・若者の健全育成についてでございます。この施策の目指す姿として、豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる力を備えた子ども、若者が育成されていますと掲げた上で、基本事業として、子ども・若者の学習機会・体験活動の充実、子ども・若者が自分らしくいられる地域づくり、子ども・若者が安心して健全に成長できる環境づくりという三つを設定します。

次に、ページをめくっていただきまして8ページ目でございます。8ページ目につきましては、政策の2、市民が織りなすスポーツと文化のまちづくりに関する政策の課題、そして大綱でございます。

まず、政策の課題でございますが、人生100年時代の到来を見据え、生涯を通じて豊かで充実した生活を送るために、生涯にわたる学びの機会の充実が求められていること、子どもから高齢者まで多くの市民が自らのライフスタイルや体力、興味・関心に合わせてス

スポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境づくりが求められていること。また、土塁が発見された前畑遺跡の国史跡指定に向けた取組を推進するとともに、本市が有する文化財を保護し活用することによって市民の歴史文化への関心を高め、次世代に継承していく必要があること等を掲げています。

これを踏まえて政策の大綱でございますが、市民が安全で快適にスポーツを行うことができるよう、スポーツ施設の計画的な整備と設備の充実を図ること、また、地域コミュニティやスポーツ団体等と連携し、指導者やボランティアの養成とスポーツに触れる機会の充実に取り組むこと等を掲げています。

次に、多様な市民のニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、学習成果を活かし、地域で活躍できる人材の発掘・育成、図書館の利便性向上と利用促進に継続して取り組むこと、本市に伝わる歴史や文化を継承し振興するため、文化財の保護と利活用を推進するとともに、文化・芸術の実践、鑑賞等を通じて市民が豊かな感性を育むことができるよう、文化・芸術活動の活性化を図ることなどを掲げてございます。

次に、9ページ目を御覧いただけますでしょうか。9ページ目からは政策の2の施策・基本事業体系でございます。初めに施策の4、スポーツの振興でございますが、施策の目指す姿として、スポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えていますと掲げた上で、これを実現するためにスポーツ施設の充実、スポーツ団体・指導者・ボランティアの育成、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進という三つの基本事業を設定します。

次に、ページをめくっていただきまして10ページ目でございます。施策の5、生涯学習社会の推進でございます。施策の目指す姿として、個人や地域のニーズに応じた学習を行う市民が増加し、学習成果が家庭・地域で活かされていますという目指す姿を実現するため、基本事業でございますが、学習機会の充実、地域で活躍する人材の発掘と育成、読書活動の推進、生涯学習施設の利用促進という四つを設けます。

次に、11ページでございます。施策6、歴史の継承と文化の振興でございます。目指す姿として、市の歴史・文化に関心を持つ市民が多くなっています。歴史・文化・芸術活動に多くの市民が取り組んでいますと掲げた上で、基本事業といたしましては、文化財の保護・利活用の推進、歴史学習の機会提供、芸術文化活動の推進という三つを設定します。

続きまして、12ページを御覧いただけますでしょうか。

12ページにつきましては、政策の3、自然をまもり未来を育むまちづくりに係る政策の課題と大綱を示しております。

まず、政策の課題でございますが、地球温暖化による気候変動の影響を可能な限り抑えるため、CO₂をはじめとする温室効果ガスを削減することは世界共通の課題となっており、本市においても行政、市民、事業者が一体となり、脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があること、持続可能な開発目標——SDGsの達成に向け、あらゆる分野において地方自治体の積極的な取組が求められていることを掲げております。

さらに近年、飼い主のいない猫に関する苦情やトラブルが増加しているほか、騒音、振動、悪臭など、様々な相談が寄せられていること、上下水道については、今後の人口減少による使用料の減収、管路や施設の老朽化の進行が懸念されていることなどを課題として提起をさせていただいています。

これを踏まえて政策の大綱でございますが、ごみの排出抑制や資源化によりごみの減量に取り組むとともに、省エネ、再エネを推進し、循環型・脱炭素社会の実現を目指すこと、本市の豊かな自然環境を活用した学習会や啓発活動により、自然環境の保全と市民意識の醸成を図ること、次に、快適で衛生的な生活環境を保全するため、産業廃棄物処分場周辺の環境調査や福岡県と連携した監視により公害の防止に努めること、市民から寄せられる相談に対し、適正、適切な指導を行うほか、正しい飼い方や飼育マナーの啓発などペット飼育の適正化に取り組むこと。さらに、上下水道については、上下水道設備の計画的な老朽化対策と耐震化に取り組むとともに、今後の人口減少による使用料の減収を見据えた効率的な上下水道事業の運営を推進すること等を大綱として設定します。

次に、13ページ目を御覧いただけますでしょうか。13ページからは政策の3の施策・基本事業体系でございます。

まず、施策の7、循環型・脱炭素社会の推進でございますが、施策の目指す姿として、環境負荷の少ない生活が実践され、人と自然にやさしい環境が保全されていますと掲げたいと考えております。これを実現するための基本事業といたしましては、5Rの推進とごみ処理適正化、省エネの推進と再エネの利用促進、自然環境の保全と意識の醸成という三つを設定します。

続きまして、ページをめくっていただきまして、14ページでございます。施策8、快適な生活環境の促進でございます。施策の目指す姿として、快適で衛生的な生活ができるようになっていますと掲げた上で、これを実現するための基本事業として、公害の防止、ペット飼育の適正化を設定します。

続きまして、15ページでございます。施策9、安全で安心な水道水の供給でございま

す。施策の目指す姿として、安全な水をいつでも安心して使うことができていると掲げた上で、これを実現する基本事業といたしまして、水道水の安定供給、水質の安全確保、効率的な水道経営の推進という三つを掲げます。

続きまして、16ページ目でございます。施策の10、汚水処理の推進でございます。

施策の目指す姿でございますが、水辺環境が衛生的で住みやすいまちになっていますと掲げた上で、これを実現する具体的な手段となる基本事業につきましては、下水道の整備、管路・施設の適正な維持管理、効率的な下水道経営の推進という三つを掲げます。

次に、資料の17ページを御覧いただけますでしょうか。

○委員長（高原良視君） 課長、ちょっと待ってください。時間が次の区切りの12時になってきておりますので、ここで今日の会議は閉じたいと思っております。

それと同時に、次は政策の4からですね。その分からして、そして資料の2に質疑の回答書、これは皆さんが出された分ですね。その回答書の分を含めて説明をしながら意見交換をしていく。それと同時に今回、我々が協議会でした以降に新たなものが、重点施策も含めて出ておりますよね。今まで我々が協議した段階では出てなかったけど出ている分です。そういうもので何か質疑とかあれば事務局のほうに明日までに出していただきたいと思えます。いいですか。月曜日……。そげん日にちが要ると。要りますか。

○委員（上村和男君） 今でもあるんですけど、一つだけ。

○委員長（高原良視君） 根本的な問題。

○委員（上村和男君） 根本的なというか、予算審査の調査財政計画ところでお話があったものと、今説明の中で少し口走った中身と違うんですよ。だからあなたたちはちゃんと打ち合せしてからやらんと、議会に出す説明が違っていると大変ですよと。

何かということだけ言っておきます。あなたたちは、JT、たばこ産業の跡地を購入する問題も含めてお話になった。課長、そう説明したでしょう、遊休地の有効活用というところで。財政計画のときはその計画は一切ありませんと。だから財政計画にないんですよ。そうすると、第七次総合計画が先走ってるのか、財政計画が遅れてるのかどっちかなんです。この場でせんでいいですよ。あなたたちが説明するんでしょから。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、上村委員からの御指摘をいただいておりますのは総合計画審議会の答申の部分ではなかろうかというふうに考えております。

○委員（上村和男君） あなたが第七次総合計画について説明したところですよ。それで驚いてるんですよ。財政計画にないことを……。どこでつくるのかなって思って。今言っ

たってしまうがない。

○委員長（高原良視君） 部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 今、担当課長のほうから話があったんですけども、今日お配りした委員会資料の18ページの審議会答申の2番目ですね、健全な財政状況の維持について。この2段落目の「とりわけ、市民や地域コミュニティの関心が高い遊休地の有効活用」。この「遊休地」のところでもJTのことも踏まえながら審議会としては言われているんですよ。審議会として、庁舎の跡地であるとか、ジャスコ跡地であるとか、将来的にはもしかしたらJTもあるかもしれません。そういうところで、遊休地という説明の中で審議会のほうから意見が出たという説明でございます。ですから総合計画の中に入れていくのではなくて、審議会の中で、遊休地の活用の際には検討してね、注意してねという意見が出たという御説明でございます。すいません、説明が不足していたかもしれませんけれども、そういう意図でございます。

○委員長（高原良視君） よろしいですかね。何かあったら明日の5時かそれまでに出していただきたい。まだ説明を全部受けていませんが、受けていない部分を含めて、そのときに質疑予定の13日に出していただいても結構ですので、事前に分かればと思って提案させていただきます。

それともう一つ、今、ずっと詳しく中尾課長のほうから説明があって、時間もかかりますし、我々も説明を詳しく聞きたいというところもありますので、13日の日は10時からを予定しておりますが、1時間早めて9時に開会したらいかがかなと思うんですが、皆さん御都合はどんなでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 事務局、執行部もよろしいですか。13日の午前9時から今日の続きを開催したいと思います。よろしく申し上げます。

ほかに何かありましたら。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高原良視君） 以上をもちまして本日の審査を終わりたいと思います。次回は12月13日午前9時から開会します。

それでは、本日の特別委員会をこれで散会いたします。お疲れさまでした。

—————・—————・—————
閉会 午前11時58分